

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
大原医療秘書福祉保育 専門学校横浜校	平成14年4月1日	細田 茂	〒221-0832 神奈川県横浜市神奈川区桐畑3番地7 (電話) 045-311-6821																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中川 和久	〒101-0065 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-6740-0008																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																			
教育・社会福祉	教育社会福祉専門課程	介護福祉学科	平成21年文部科学省 告示第21号	—																			
学科の目的	本学科は教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。																						
認定年月日	平成27年2月17日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
2年	昼間	2,044 時間	1,158 時間	850 時間	456 時間	0 時間	0 時間																
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
80 人	40 人	1 人	3 人	0 人	3 人																		
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 ・優・良・可・不可の4種 ・定期試験																			
長期休み	■学年始:4月上旬 ■夏季:7月下旬～8月下旬までの約1ヶ月 ■冬季:12月下旬～1月上旬までの約2週間 ■学年末:3月下旬		卒業・進級 条件	所定の授業時間数以上履修し、かつ、その該当する授業科目について合格に達して卒業資格を得た者																			
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・保護者への連絡および通知		課外活動	■課外活動の種類 ・各種クラブ活動の大会参加 ■サークル活動: 無																			
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 特別養護老人ホームたしがしら芭蕉苑、介護老人保健施設千の風・川崎、介護老人保健施設けいあいの郷今宿、介護老人保健施設グリーンワープ東戸塚、特別養護老人ホーム相模原敬寿園、介護老人保健施設港南あおぞら、特別養護老人ホーム富岡はまかぜ、特別養護老人ホームゆとりあ 等 ■就職指導内容 ・全体指導によるレクチャー ・個別面接トレーニング など ■卒業生数 23 人 ■就職希望者数 23 人 ■就職者数 23 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 なし (平成 30 年度卒業者に関する 令和1年5月1日 時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業者に関する令和1年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>①</td> <td>23人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションインストラクター</td> <td>①</td> <td>23人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	①	23人	22人	レクリエーションインストラクター	①	23人	23人				
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																				
介護福祉士	①	23人	22人																				
レクリエーションインストラクター	①	23人	23人																				
中途退学 の現状	■中途退学者 4 名 平成30年4月1日時点において、在学者45名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者41名(平成31年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 (例)学校生活への不適合・経済的問題・進路変更等 家庭の都合、学習意欲喪失など ■中退防止・中退者支援のための取組 (例)カウンセリング・再入学・転科の実施等 担任による定期面談(本人及び保護者)		■中退率 8.89 %																				
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有)・無 ①試験による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ②資格・クラブ活動による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・(非給付対象) ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																						
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有・(無) ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																						
当該学科の ホームページ URL	URL: https://school.o-hara.ac.jp/yokohama_iryu/																						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。
- ④当学園の教育課程の編成は一部の学科を除き学園本部が統括している。そのため教育課程編成委員会も各分野ごとに各校共通の組織を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園 教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

- (ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。
- (イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。
- (ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。
- (エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、教務部長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和1年8月1日現在

名前	所属	任期	種別
細田 茂	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 大原法律公務員専門学校横浜校 大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校	校長	—
高橋 研	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 大原法律公務員専門学校横浜校 大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校	副校長	—
河井 眞二	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校	教務課長	—
鈴木 玲子	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校	教務主任	—
前田 卓哉	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 副部会長	平成30年8月1日～ 令和2年3月31日(2年)	介護福祉学科①
井村 満雄	社会福祉法人健仁会 介護老人保健施設 千の風・川崎 事務長	平成30年8月1日～ 令和2年3月31日(2年)	介護福祉学科③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回開催する。

第1回:8月「前年度教育成果の振り返りと今後の取り組み」

第2回:12月「今年度の取り組みに関する報告・課題整理、次年度以降の教育内容に関する見直し」

(開催日時(実績))

平成30年度 第1回 平成30年8月31日 15:00～16:30

平成30年度 第2回 平成30年12月14日 15:00～17:00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

- ①今年度の教育課程編成にあたり委員会を開催し、「就職指導の留意点について」「留学生向け実習指導の留意点について」「地域包括ケアシステムの現状と取組みについて」にして意見を頂いた。
- ②「就職指導の留意点について」は、科目は社会常識の短期計画とした。入学時からホームルームにおいて挨拶、社会常識に関連する新聞等を読ませ、入職時に必要な接遇マナーを理解させることを目標とし2年次での指導に活かすこととした。2年次の教育においては、身だしなみ、報告・連絡・相談、電話対応マナー等、より実践的なビジネスマナーを身につける指導を行う。実習施設との懇親会を実施し施設の求める人材を明確化し就職指導を行うこととした。2019年4月以降の指導において、1年生については、学生自身にローテーションにより朝礼の号令係を担当させ、同時に自分自身が選んだ時事のことについて2分ほどのスピーチをする時間を設けている。2年生については、介護研修大会参加の際の身だしなみ、欠席・遅刻等の電話での連絡方法等、一部学生の実際の行動をモデルに、良い対応、改善すべき対応等を適宜指導している。
- ③「留学生向け実習指導の留意点について」は、科目は介護の基本Ⅴ、介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、介護総合Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中・長期計画とした。留学生については、日本文化の理解を深める必要があることから、実習前に各施設が行っている夏祭り、クリスマス会等の行事にボランティア活動として参加させ、各施設の取組や考え方、高齢者の方の興味が何処にあるか、楽しめることは何かを理解し、より効果的な実習に繋げることとした。現在、1年生に1名留学生がおり、実習前に実習施設としたところにボランティア活動として参加させ実習に入っている。日本語力が高い学生であり、実習については大きな課題はないと判断するが、今後も適宜サポートを行っていく。
- ④「地域包括ケアシステムの現状と取組について」は、科目は社会の理解、介護の基本Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ、認知症の理解、障害の理解の中・長期計画とした。修業年限2年の場合、2021年4月より介護福祉士養成校カリキュラムが変更され、地域包括ケアシステムの内容は、現状のカリキュラム以上に盛り込まれることとなる。地域包括ケアシステムについては、介護老人保健施設、特別養護老人ホームによって取組みも異なり、また、各地域によっても課題は異なっている。現状を理解するためには、実習施設を集めグループディスカッションを実施し、現状の把握に努めると共に学生との意見交換を実施し、地域の連携、活動の重要性を理解させることを指導目標とした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、老人、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。
- ②老人、障害者施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③老人、障害者施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを老人、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ①実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ②施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④実習修了時の学生の学修成果の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	社会福祉法人みどり共生会 特別養護老人ホームケアセンターメゾンヴェルト、社会福祉法人川崎大師福祉会 特別養護老人ホームゆとりあ、医療法人敬歯会 介護老人保健施設けいあいの郷今宿、社会福祉法人竹生会 介護老人福祉施設芭蕉苑、医療法人社団孝和会 介護老人保健施設 能見台パーティリアほか
介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	社会福祉法人竹生会 特別養護老人ホームたきがしら芭蕉苑、社会福祉法人健仁会 介護老人保健施設千の風・川崎、社会福祉法人ひまわり福祉会 特別養護老人ホーム富岡はまかぜ、社会福祉法人若竹大寿会 介護老人保健施設リハリゾートわかたけ、社会福祉法人敬寿会 特別養護老人ホーム相模原敬寿園ほか

介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	社会福祉法人愛光会 特別養護老人ホームみなみの苑、社会福祉法人ひまわり福祉会 特別養護老人ホーム野庭苑、医療法人社団康久会 介護老人保健施設グリーンワフ東戸塚、医療法人社団光風会 介護老人保健施設オアシス、、社会福祉法人清光会 特別養護老人ホーム新横浜さわやか苑ほか
-------	--	---

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。
 「大原学園 教職員研修規程」の目的に定める通り、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、郊外において企画する研修は下記の通り。

- ①横浜市介護老人保健施設連絡協議会、実践教育センター等、関係団体の実施する実践的な知識・指導スキル研修の受講
- ②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
- ③学内において設置される附帯教育講座を受講する自己啓発

なお、平成30年度より、実務に関する研修、指導力の修得・向上のための研修について、さらに効果的な研修にするため研修内容の見直しを行っている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「なにをもって自立支援とするのか?～100歳時代の医療介護の目的から考える」(連携企業等:横浜市介護老人保健施設連絡協議会、株式会社あおいけあ代表取締役 加藤忠相様)
 期間:平成30年6月9日(土) 対象:看護・介護教員及び介護施設職員
 内容:医療および介護現場として「自立支援」の本来の意味とは何か。「自立支援」を行うための医療及び介護の目的から考え、また、「利用者自身の自己決定」、「自立支援」の具体的事例紹介、活用方法についてを学ぶ。
 研修の活用:施設利用者の方に対する解除者の対応について「自立」ということを前提に介助することを学生指導に生かす研修であった。

研修名「障害者総合支援法における現状及び新たに導入された共生型サービスの概要に関する勉強会」(連携企業等:浜松学院大学 講師 社会福祉学博士 小佐々 典靖様)
 期間:平成30年10月19日(金) 対象:看護・介護教員及び介護施設職員
 内容:障害者総合支援法の概要、支援決定までの手続きの概要と現状、サービスの具体的な内容、サービス評価の概要、共生型サービスの概要及び現状理解
 研修の活用:障害者の支援について高齢による認知症による生活の支援とは異なることを学生指導にいかしていく。

研修名「学生さんが障害福祉の仕事の現場を知るチャンス」(連携企業等:社会福祉法人横浜やまびこの里 相談支援事業部長 志賀利一様)
 期間:平成30年12月17日(月) 対象:看護・介護教員及び介護施設職員
 内容:「障害のある40歳代の息子を20年以上にわたり自宅の檻に入れて生活させた」事件を題材に障害者自身、家族、親族、及び行政機関の現状とあるべき姿を「地域包括ケアシステム」に取り入れていく必要性について学ぶ。
 研修の活用:障害者に対する一般的な理解と対応について介護者としてのあり方、姿勢について学生指導に活かせる研修であった。

研修名「支える側が支えられるとき～認知症の母が教えてくれたこと～」 (連携企業等:横浜市介護老人保健施設連絡協議会 児童文学作家 藤川幸之助様)
 期間:令和1年6月1日(土) 対象:看護・介護教員、介護施設職員
 内容:介助者と介護者の信頼関係の必要性、介護現場で必要とされる知識・技能の活用方法について学ぶ。
 研修の活用:介助する側の精神的な負担とその家族を取り巻く環境のあり方について学んだ。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「指導に活かすコミュニケーション技術～わかりやすく伝えるテクニック」(連携企業等:神奈川県立福祉大学 実践教育センター、東京工芸大学芸術学部教授 大島武様)
 期間:平成30年8月6日(月) 対象:介護福祉士養成校の介護教員、高等学校福祉科教員
 内容:パーソナルコミュニケーションの理論を学び、わかりやすい話し方、上手な話の聴き方、非言語表現の活用など、指導現場に即した手法を「講義」および「演習」により学ぶ。
 研修の活用:学生の個々の能力に応じた対応が必要であることが学べた。

研修名「多様な学生への適切な指導方法について」(連携企業等:神奈川県介護福祉士養成校連絡協議会主催 NPO法人メンタルプラス協会 理事長 麓 総一郎様)
 期間:平成31年3月25日(月) 対象:介護福祉士養成校護の介護教員、高等学校福祉科教員
 内容:自己肯定感を高める動機づけ、発達障害、愛着障害の社会適応性を高め、二次障害にならないための正しい対応、指導方法について学ぶ。
 研修の活用:幼少期の障害が成人になってからの障害にどのように現れるのかが勉強になった。障害という範囲も広く、対応も難しい課題であることが再認識できた。

(3)研修等の計画
 ①専攻分野における実務に関する研修等
 研修名「地域包括ケアシステムのしくみを学ぶ～地域共生社会実現のために～」(連携企業等:神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター 聖徳大学心理・福祉学部教授 豊田崇裕様)
 期間:2019年8月5日(月) 対象:介護福祉士養成校の介護教員、高等学校福祉科教員
 内容:地域包括ケアシステムのしくみを学び、介護養成校の新カリキュラムに対応した指導を学ぶ

②指導力の修得・向上のための研修等
 研修名「学生への適切な指導方法について」(連携企業等:神奈川県介護福祉士養成校連絡協議会)
 期間:2020年3月予定 対象:介護福祉士養成校護の介護教員、高等学校福祉科教員
 内容:個々の学生の適性に合った正しい対応、指導方法について学ぶ。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針
 当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項	学校が設定する評価項目		
(1)教育理念・目標	1. 教育理念・目的・育成 成人材像	1. 理念・目的・育成 成人材像	1. 理念・目的・育成 成人材像は定められているか。 2. 育成成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか。 3. 理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか。 4. 社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか。
(2)学校運営	2. 学校運営	2. 運営方針	1. 理念に沿った運営方針を定めているか。
		3. 事業計画	1. 理念等を達成するための事業計画を定めているか。
		4. 運営組織	1. 設置法人は組織運営を適切に行っているか。 2. 学校運営のための組織を整備しているか。
		5. 人事・給与制度	1. 人事・給与に関する制度を整備しているか。
		6. 意思決定システム	1. 意思決定システムを整備しているか。
		7. 情報システム	1. 情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか。

(3)教育活動	3. 教育活動	8. 目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> 1. 理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。 2. 学科毎の修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか。
		9. 教育方法・評価等	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか。 2. 教育課程について、外部の意見を反映しているか。 3. キャリア教育を実施しているか。 4. 授業評価を実施しているか。
		10. 成績評価・単位認定等	<ul style="list-style-type: none"> 1. 成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか。 2. 作品及び技術等の発表における成果を把握しているか。
		11. 資格・免許の取得の指導体制	<ul style="list-style-type: none"> 1. 目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか。 2. 資格・免許取得の指導体制はあるか。
		12. 教員・教員組織	<ul style="list-style-type: none"> 1. 資格・要件を備えた教員を確保しているか。 2. 教員の資質向上への取り組みを行っているか。 3. 教員の組織体制を整備しているか。
(4)学修成果	4. 学修成果	13. 就職率	<ul style="list-style-type: none"> 1. 就職率の向上が図られているか。
		14. 資格・免許の取得率	<ul style="list-style-type: none"> 1. 資格・免許の取得率の向上が図られているか。
		15. 卒業生の社会的評価	<ul style="list-style-type: none"> 1. 卒業生の社会的評価を把握しているか。
(5)学生支援	5. 学生支援	16. 就職等進路	<ul style="list-style-type: none"> 1. 就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか。
		17. 中途退学への対応	<ul style="list-style-type: none"> 1. 退学率の低減が図られているか。
		18. 学生相談	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学生相談に関する体制を整備しているか。 2. 留学生に対する相談体制を整備しているか。
		19. 学生生活	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。 2. 学生の健康管理を行う体制を整備しているか。 3. 学生寮の設置など生活環境支援体制を整備しているか。 4. 課外活動に対する支援体制を整備しているか。
		20. 保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保護者との連携体制を構築しているか。
		21. 卒業生・社会人	<ul style="list-style-type: none"> 1. 卒業生への支援体制を整備しているか。 2. 産学連携による卒業後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか。 3. 社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか。
(6)教育環境	6. 教育環境	22. 施設・設備等	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか。
		23. 学外実習、インターンシップ等	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか。
		24. 防災・安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 1. 防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか。 2. 学内における安全管理体制を整備し適切に運用しているか。

(7) 学生の受入れ募集	7. 学生の募集と受入れ	25. 学生募集活動は、適切に行われているか	1. 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか。 2. 学生募集活動を適切かつ効果的に行っているか。
		26. 入学選考	1. 入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。 2. 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか。
		27. 学納金	1. 経費内容に対応し、学納金を算定しているか。 2. 入学辞退者に対し、授業料等について、適正な取扱を行っているか。
(8) 財務	8. 財務	28. 財務基盤	1. 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。 2. 学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか。
		29. 予算・収支計画	1. 教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか。 2. 予算及び計画に基づき、適正に執行管理を行っているか。
		30. 監査	1. 私立学校法及び寄付行為に基づき適切に監査を実施しているか。
		31. 財務情報の公開	1. 私立学校法に基づく財務公開体制を整備し、適切に運用しているか。
(9) 法令等の遵守	9. 法令等の遵守	32. 関係法令、設置基準等の遵守	1. 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか。
		33. 個人情報保護	1. 学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか。
		34. 学校評価	1. 自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか。 2. 自己評価結果を公表しているか。 3. 学校関係者評価の実施体制を整備し評価を行っているか。 4. 学校関係者評価結果を公表しているか。
		35. 教育情報の公開	1. 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	10. 社会貢献・地域貢献	36. 社会貢献・地域貢献	1. 学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 2. 国際交流に取り組んでいるか。
		37. ボランティア活動	1. 学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。
(11) 国際交流	—	—	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

平成26年度より学校関係者評価委員会を組織し、学校関係者評価を開始したが、2018年度のテーマは①幸せな就職と実社会で即戦力となる人材育成教育 ②資格取得率の向上及び実践的な知識習得 ③学生の地域貢献を通じた社会性の向上 ④留学生に対する指導体制の整備について、それぞれ意見を頂いた。

- ①就職と人材育成については、「内定獲得がゴールではなく、時間の有る内定獲得後に様々な知識を向上させる事が大切であり、ビジネスの現場において簿記やパソコンといった基本スキルが不足している新入社員が多い状況である」との意見提示を受けた。学生の学習意欲向上を図る為、クラス内のミーティング時に、介護の現場では、体力的な衰えや怪我等で事務職に転身するケースが有る旨、日報等はパソコン入力で求められる事が主流である旨が有り、その際には基本的なビジネススキルが求められる旨の課題提起したところ、学生から、介護の現場で取得しておくべき資格や事務職として勤務した場合の基本スキルについて相談を受け、一定レベルの学習意欲向上を図る事ができた。
- ②資格取得率の向上については、「働きながら資格を取得する事は難しく、学生時代に一つでも多くの資格を取得しておく事が社会人になってから有利である」との意見提示を受けた。学生の資格取得に対する意識向上を図る為、クラス内でのミーティング時に、介護の現場で勤務しながら各種資格を取得した教員より働きながら資格取得を行うことは相当な労力が必要である旨、パソコンのスキルは日報等を記載する際に必須である旨の課題提起を行ったところ、学生からその教員に対して、どの様にまたパソコンの資格を取得したのか、どんな資格を取得したのかといった質疑があり、資格取得に対する意識向上を図る事が出来た。
- ③学生の地域貢献活動については、「小学生対象のプログラミング実習や近くの保育園でお遊戯会を行っているが、より一層、横浜校で行っている活動を近隣の方に理解してもらう事が重要である」との意見提示を受けた。地域の方に大原の取り組みを理解して頂く為に、教職員が自治会のイベント参加時に近隣の方に横浜校の取り組みを積極的に紹介したり、町内会の回覧板で大原の地域貢献の取り組みを告知する事で、地域の方に当校の取り組みを理解頂けた。また、近隣の方で自宅介護を行っている方からは、自宅で一日中、介護を行う事は現実的ではなく、介護サービスを上手く利用することで、自分の精神的バランスを保っている旨を伺った。この話を各クラスで共有する事で、学生に、介護職は社会に期待されており、また施設の利用希望者も多数いる点を確認し、学習意欲向上にもつながった。
- ④留学生の指導体制については、「不法滞在の留学生を生み出さない為に、教職員が親代わりになる事、友達を作らせる事、様々な内容に興味を持たせる事、悪い事を行うと強制送還になる事を留学生本人に理解させる事が大切である」との意見提示を受けた。留学生の生活をサポートする為に、各クラスのミーティング時に、様々な文化や思考を持った留学生が学校内で一緒に学習する事について、お互いを理解する事が必要である旨の課題提起を行ったところ、異文化を理解する事の大切さや同じ学校の仲間として付き合っていきたいと各学生から意見が出た事から、一定レベルの理解を日本人学生、留学生共に図ることが出来た。結果、日本人学生と留学生が交流する場面が以前より多く見られるようになり、また留学生が積極的に教職員に挨拶を行う姿を見かける事も多くなり、日本人学生を含め、留学生を取り巻く環境は良い方向に進んでいる。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和1年8月1日現在

名前	所属	任期	種別
前田 卓哉	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 副部長	平成30年8月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 介護福祉学科 企業等委員
安彦 修	安彦修税理士事務所 所長	平成30年7月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 税理士会計士学科2年制 企業等委員
三友 崇司	マイバスケット株式会社 財務・経理部 経理マネージャー	平成30年7月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 情報ビジネス学科 企業等委員
高岡 信輝	有限会社高岡 代表取締役社長	平成30年7月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 情報ビジネス学科 企業等委員
伊澤 大輔	霞が関パートナーズ法律事務所 弁護士	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日(1年)	大原法律公務員専門学校横浜校 法律行政学科2年制 企業等委員
飯島 亮	社会医療法人財団互惠会 大船中央病院 医事課 課長	平成30年8月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 医療事務学科 企業等委員
山口 正子	社会福祉法人和泉福祉会 ナーサリ-横浜ポートサイド 園長	平成30年8月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 こども保育学科 企業等委員
井村 満雄	社会福祉法人健仁会 介護老人保健施設 千の風・川崎 事務長	平成30年8月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 介護福祉学科 企業等委員
加藤 陽子	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 卒業生	平成30年8月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 卒業生
菅原 梨乃	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 卒業生	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日(1年)	大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 卒業生

関川 さやか	大原法律公務員専門学校横浜校 卒業生	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日(1年)	大原法律公務員専門学校横浜校 卒業生
石井 敏	ニッ谷通り商栄会(石井薬局) 会員	平成30年8月1日～ 令和2年3月31日(2年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 大原法律公務員専門学校横浜校 地域住民
岩田 陽一郎	横浜創学館高等学校 進路部長	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日(1年)	大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校 大原法律公務員専門学校横浜校 高校関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和1年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ① 実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ② また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③ 情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2) 各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③カリキュラム ④進級、卒業要件等 ⑤専門士・高度専門士の称号付与 ⑥目標とする国家試験、検定試験等 ⑦主たる国家試験、検定試験等の合格実績 ⑧卒業生の進路
(3) 教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6) 学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7) 学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	①学校関係者評価結果 ②自己点検評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生の受入
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

授業科目等の概要

(教育社会福祉専門課程介護福祉学科) 令和1年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の理解Ⅰ	介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について学ぶ。また、コミュニケーションの意義を学習し、対話をする・意思の疎通を図る・説明責任がある、ということをもふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学ぶ。	1前	30		○			○		○		
○			人間の理解Ⅱ	介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について学ぶ。また、コミュニケーションの意義を学習し、対話をする・意思の疎通を図る・説明責任がある、ということをもふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学ぶ。	1前	30		○			○		○		
○			社会の理解	個人、家族、近隣、社会、の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について学ぶ。また、社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、仕組みについて学ぶ。また、介護保険・障害者自立支援制度や、個人情報保護や成年後見制度等の基礎的知識を学ぶ。	1前	60		○			○		○		
		○	人間と社会特論Ⅰ	人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解する。介護場面における倫理的課題について対応できるための能力を学ぶ。介護実践のために必要な人間を学ぶ。他者への情報の伝達に必要なコミュニケーション能力を学ぶ。	1前	30		○			○		○		
○			介護の基本Ⅰ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1前	30		○			○		○		
○			介護の基本Ⅱ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1前	30		○			○		○		

○		日常生活介護 Ⅳ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 後	30				○	○	○			
○		介護過程Ⅰ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	1 後	30				○	○	○			
○		介護総合演習 Ⅰ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40				○	○	○			
○		介護総合演習 Ⅱ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40				○	○	○			
○		介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	1 後	120				○	○	○	○		
○		介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1 後	160				○	○	○	○		
	○	介護特論Ⅰ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について学ぶ。	1 前	30				○	○	○			
	○	介護特論Ⅱ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について学ぶ。	1 前	30				○	○	○			

		○ 介護特論Ⅲ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について学ぶ。	1 後	30		○		○		○							
		○ 介護実践Ⅰ	実際の介護現場での体験を通じて、自分の適性を確認する。働くことの意味と厳しさ、楽しさを体感し、自分の就職活動の幅を広げる。	1 前	30			○			○		○					
		○ 介護実践Ⅱ	実際の介護現場での体験を通じて、自分の適性を確認する。働くことの意味と厳しさ、楽しさを体感し、自分の就職活動の幅を広げる。	1 後	30			○			○		○					
○		認知症の理解	認知症のケアの歴史や理念を学ぶとともに、認知症の症状や行動障害等について学ぶ。また、医学的側面からみた認知症を学ぶ。また、家族への支援や、地域との連携、多職種協働に、認知症サポーター、地域ボランティア等よるケアの方法について学ぶ。	1 後	60			○			○		○					
○		こころとからだのしくみⅠ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30			○			○		○					
○		こころとからだのしくみⅡ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30			○			○		○					
○		こころとからだのしくみⅢ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 後	30			○			○		○					
		○ こころとからだのしくみ特論Ⅰ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について学ぶ。認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。	1 後	30			○			○		○					

○		家事介護	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、調理、洗濯、掃除、裁縫、買い物といった、自立に向けた家事の介助の技法について学ぶ。	2 後	30				○	○	○				
○		日常生活介護Ⅲ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、食事に関する利用者のアセスメント方法や、おいしく食べることを支える介護の工夫や、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30				○	○	○				
○		日常生活介護Ⅴ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30				○	○	○				
○		利用者の状態・状況に応じた介護技術	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30				○	○	○				
○		介護過程Ⅱ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60				○	○	○				
○		介護過程Ⅲ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60				○	○	○				
○		介護総合演習Ⅲ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	2 前	40				○	○	○				
○		介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む（現任準備教育）。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2 後	176					○	○	○	○		
○		介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	90				○	○	○				

			○ 介護特論Ⅳ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について学ぶ。	2前	30				○		○		○				
			○ 福祉住環境Ⅱ	高齢者や障がい者に対し、できるだけ自立しやすいききと生活できる住環境を提案できる知識を身につけることを学ぶ。医療・福祉・建築について体系的に幅広い知識を身に付け、各種の専門家と連携をとりながら仕事に活かせることを目的とする。	2後	30				○			○		○			
			○ 介護実践Ⅲ	実際の介護現場での体験を通じて、自分の適性を確認する。働くことの意味と厳しさ、楽しさを体感し、自分の就職活動の幅を広げる。	2前	30						○			○		○	
			○ 介護実践Ⅳ	実際の介護現場での体験を通じて、自分の適性を確認する。働くことの意味と厳しさ、楽しさを体感し、自分の就職活動の幅を広げる。	2後	30						○			○		○	
		○	発達と老化の理解	人間が生まれてから高齢になるまでの過程を理解し、加齢に伴う障害や疾病について学ぶ。さらには、高齢者の身体面と精神面の関係、身体機能と精神機能の変化についての知識を学ぶ。	2前	60					○				○		○	
		○	障害の理解	障害を持っている人と持っていない人の違いを理解するとともに、障害の捉え方や、ICF、様々な障害の種類と原因、特性について学ぶとともに、障害のある人の心理面について学ぶ。また、地域の連携や、障害者の家族、多職種との協働について学ぶ。	2前	60					○				○		○	
		○	こころとからだのしくみⅣ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	2前	30					○				○		○	
		○	こころとからだのしくみの総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	30					○				○		○	
		○	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について学ぶ。障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。発達の観点からの老を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を学ぶ。	2前	30					○				○		○	

○		医療的ケア	医療職との連携のもとで医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）を安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。	2 後	78		○	△		○		○
合計			58 科目	2,464 単位時間 (単位)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
(授業) 1. 授業科目の履修において、(卒業)の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。 2. 履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。 (1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。 (2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者 (3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者 (試験) 1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。 2. 試験には定期試験、追試験及び再試験等がある。追試験は、やむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は、受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。 3. 追試験及び再試験は、本校において必要と認めた場合に限りこれを行う。 (学業成績) 1. 学業成績の判定は、優、良、可、不可の4種をもって表し、次のとおりとする。 (1) 優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可は不合格とする。 (卒業) 1. 本校に在学し、次に定める授業時間数以上を履修し、かつその学年末において試験による認定を行い、学生が所定の全教育課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。 (1) 介護福祉学科は2,044時間	1 学年の学期区分	2 期	
		1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。